

定款と履歴事項証明書の 内容が合致していませんか？

❏ (1) 定款と履歴事項証明書の 内容の不一致

定款変更手続きだけを実施し、その変更内容を登記していない場合や、登記手続きだけを実施し、その変更内容を記載又は記録した書面としての定款を変更していない場合があります。商号、目的、本店所在地、公告方法、発行可能株式総数、株式の譲渡制限に関する規定、機関設計、役員の責任免除に関する規定、監査役の権限等々ありとあらゆる登記事項について、登記記録と定款が合致しているか確認する必要があります。もし、変更事項が反映されていない古い定款を開示してしまうと、虚偽の情報を開示していることとなりますので、提出先によっては大問題となる可能性があるためです。また、定款変更手続きだけを実施して登記していない場合には、登記すべき事項について、第三者に対抗することができません(会社法第908条第1項)、申請の時期によっては過料処分の問題が生じます。

❏ (2) 登記記録の文言と定款の文言とが 完全一致しない場合

登記記録の文言と定款の文言は、完全一致していることが望ましいと考えられますが、定款の文言が登記記録の文言の実質を備えているときは、必ずしもその変更登記を申請する必要はないと考えられます(職権登記と定款記載事項との関係について(矢部博志「会社法施行後における商業登記実務の諸問題」登記研究702号69頁))。

check4